## 第17号議案

品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例の 一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例 の一部を改正する条例

品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例(平成15年品川区条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

品川区公共の場所における喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例

第1条中「歩行中の」を「公共の場所における」に改める。

第7条第1項中「道路管理者、公園管理者等の」を削り、同条第2項中「前項」を「公共の場所」に改め、「管理者」の次に「(当該公共の場所の管理者が区長である場合を除く。)」を加える。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(公共の場所における喫煙の禁止)

第8条 何人も、公共の場所において、喫煙してはならない。ただし、規則で 定める指定喫煙場所(以下「指定喫煙場所」という。)においては、この限 りでない。 第11条第1項中「路上喫煙禁止・地域美化推進地区」の次に「(以下「推進地区」という。)」を加え、同条第3項から第5項までの規定中「路上喫煙禁止・地域美化推進地区」を「推進地区」に改める。

第12条中「路上喫煙禁止・地域美化推進地区」を「推進地区」に改める。 第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第2号を削り、同条第1号中「路上喫煙禁止・地域美化推進地区」 を「推進地区」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加え、 同条を第15条とする。

- (1) 第8条の規定に違反し、推進地区内の道路上(駅舎周辺で一般交通の用 に供する場所を含み、指定喫煙場所を除く。)において喫煙した者 付 則
- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。

(説明) 公共の場所における喫煙を禁止する必要がある。